

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク 運 営 規 程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、定款に基づき、特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク（以下「法人」という。）の組織及び運営並びに法人が行う事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施要綱

筑紫野市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成7年3月30日要綱第4号）をいう。

(2) 放課後児童クラブ事業

実施要綱第1条に規定する事業をいう。

(3) 放課後児童クラブ

実施要綱第2条第1項の規定に基づき設置された施設及びそこで行う放課後児童クラブ事業の組織の単位をいう。

(4) 会員

定款第6条第1項(1)及び(2)をいう。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員

この法人の活動を賛助するため、理事会の承認により入会をした個人及び団体

(5) 支援員

定款第5条第1項第1号①に規定する事業に従事する職員で、別に定める支援員就業規則第2条に定める正規支援員等をいう。

支援員の区分は支援員就業規則の区分に従う。

第2章 会員

(入会)

第3条 定款第7条第1項の規定により、法人に正会員として入会しようとする者は、入会届（様式第1号）を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項に規定する入会届が提出されたときは、正当な理由がない限り入会届を受理し、入会を認めなければならない。

3 理事長は、入会を認めないときは、その決定の日から7日以内に入会不承認通知書（様式第2号）により本人に通知しなければならない。

(会費)

第4条 正会員の会費の額は、年額金2,000円とし、会費の納入細則については、別に定める「会費及び保育料規程」に基づき策定される会計実務マニュアル「Ⅲ会費および保育料」によるものとする。

2 賛助会員の会費の額は、年額金50,000円とし、様式第14号の「賛助会員入会承諾書（兼領収書）」によるものとする。

(退会)

第5条 定款第10条の規定により、法人から退会しようとする正会員は、退会する日の前月の20日までに退会届（様式第3号）を理事長に提出するものとする。

(賛助会員)

第6条 定款第6条第2号に規定するその他の会員として、法人に入会しようとする個人又は団体は、入会申込書（様式第4号）を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、理事会が入会の可否を決定したときは、決定の日から7日以内に入会決定通知書（様式第5号）によりその個人又は団体に通知しなければならない。

第3章 保護者会の組織

(組織)

第7条 各放課後児童クラブには、保護者会会長及び会計担当者を置かなければならない。

2 各放課後児童クラブは必要に応じて、保護者会副会長、その他の役員を置くことができる。

(クラブ代表者等)

第8条 各放課後児童クラブの日常的な運営の責任者として、会長1名を置く。

2 会長は、当該放課後児童クラブに係る正会員の互選により選出する。

3 会長は、前項に規定する正会員の内から、1名から数名の副会長を選出するものとする。

4 会長は、次の各号に掲げる業務を担当する。

(1) 支援員が作成する支援日誌を点検すること。

(2) 保護者会定例会を主催すること。

(3) 放課後児童クラブの安全点検・衛生点検表を確認すること。

(4) 保護者会活動に関すること。

(5) その他当該放課後児童クラブの日常的な運営を統括すること。

5 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその業務を代行する。

(兼務の禁止)

第9条 会長は、定款第13条第1項に規定する役員及び次条第1項の会計担当者を兼務してはならない。

(会計担当者)

第10条 各放課後児童クラブの会計の責任者として、1名の会計担当者を置く。

- 2 会計担当者は、当該放課後児童クラブに係る正会員の互選により選出する。
- 3 会計担当者は、次の各号に掲げる業務を担当する。

(1) 第29条第1項に規定するクラブ運営費の管理及び出納に関すること。

(定例会の設置)

第11条 各放課後児童クラブにおいて、日常的運営に関し意見を交換する場として、定例会を設置する。

- 2 当該放課後児童クラブに係る正会員は、定例会に出席しなければならない。ただし、やむを得ず定例会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(代表者会議の設置)

第12条 法人の運営について連絡調整を図り、必要な協議を行う機関として、代表者会議を置く。

- 2 代表者会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 会長又はその委任を受けた者
- (2) 主任支援員
- (3) 理事2名（理事会において選出された者とする。）

- 3 代表者会議は年2回以上開催するものとする。

- 4 代表者会議の議長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(代表者会議の審議事項)

第13条 代表者会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 事業計画に基づく各放課後児童クラブの日常運営に関すること。
- (2) 各放課後児童クラブとの連絡調整に関すること。
- (3) 行事等の計画及び執行に関すること。
- (4) その他

- 2 代表者会議の議長は、会議終了後速やかに会議録を作成し、その内容を理事会に報告しなければならない。

(委員会)

第14条 法人の運営に当たり、諸問題の調査検討、素案作成など必要な作業を行う機関として、理事会の下に各理事による委員会を設置する。

- 2 委員会の構成、人員等については、理事会が別に定める。

(特別委員会)

第15条 特定の目的を遂行するため、特別委員会を設置することができる。

- 2 委員会の構成、人員等については、理事会が別に定める。

(支援員会)

第16条 法人の行う放課後児童クラブ保育事業をより充実させるため、支援員会を置く。

- 2 支援員会は、支援員で構成する。

- 3 支援員会は次の各号に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 児童の指導計画及び内容に関すること。
- (2) 行事等に関すること。
- (3) その他理事会から指示された事項に関すること。

(代表者会議、委員会の任期等)

第17条 代表者会議・委員会等の運営責任者及び各委員の任期は、就任から1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の運営責任者及び委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

- 3 前1項、2項に関わらず、運営責任者及び委員が任期の途中で会員資格を喪失したときは、この規定は適用しない。

第4章 放課後児童クラブ

(運営)

第18条 法人は、筑紫野市の委託を受け、別表第1に掲げる施設において、放課後児童クラブの事業を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、民主的な手続と公明性を確保し、公正な運営が図られるよう努めなければならない。

(対象児童)

第19条 放課後児童クラブを利用できる児童は、施行規則第3条に規定する児童とする。

(休所日)

第20条 放課後児童クラブの休所日は、原則として次のとおりとする。なお、必要があると認めるときは、理事会でこれを変更することができるものとする。

- (1) 毎週日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年末年始休暇（原則として12月29日から1月3日まで）
- (4) 夏期休暇（原則として8月13日から8月15日まで）

(開所及び閉所並びに保育時間)

第21条 放課後児童クラブの開所及び閉所並びに保育の時間は、実施要綱第8条に規定する時間とする。

(利用)

第22条 入会承諾書により、利用を可とする通知を受けた正会員は、児童クラブを利用することができる。

- 2 法人が行う放課後児童クラブの対象者は、正会員が親権又は監護権（事実上監護している場合を含む）を有する者とする。

(利用期間)

第23条 放課後児童クラブの利用期間は、利用開始の日から当該年度の3月31日までの間とし、期間を限った利用は、原則として認めないものとする。

(利用の中止)

第24条 正会員は、児童クラブの利用を中止するときは、利用を中止する月の前月の20日までに退会、退所届により、その旨を放課後児童クラブへ通知しなければならない。

- 2 正会員は、利用を中止しようとするときは、利用に係る費用を精算しなければならない。

(利用者の負担金)

第25条 放課後児童クラブを利用する正会員は、児童1人につき次の費用を負担するものとする。

- (1) 通年保育料 月額7,500円
- (2) 季節保育料 年額28,000円
- 2 保育料に関する詳細は、別に定める「会費及び保育料規程」に基づき策定される会計実務マニュアル「会費および保育料」によるものとする。
- 3 理事長は、正当な理由なく、第1項に定める費用が支払われないときは、~~筑紫野市と協議の上~~、当該正会員の児童クラブ利用を中止させることができる。

第5章 職員及び配置

(支援員及び非常勤支援員)

第26条 法人は、第18条に規定する事業実施のため、実施要綱第6条2項別表に基づき支援員を採用・任用・異動により各放課後児童クラブに配置する。

- 2 支援員は、人事配置計画に基づいて、理事長が任命する。
- 3 支援員の給与その他の勤務条件及び服務に関しては、別に定める支援員就業規則による。
- 4 配置基準を超えて支援員を配置するときは、理事会で協議の上、承認を得て、決定する。

(事務局専従役員)

第27条 定款第15条第2項、第21条第2項の規定により、次の各号のとおり事務局に所属の事務役員を置く。

- (1) 専務理事 1名
- (2) 職員 若干名
- 2 理事会は、必要に応じて前項に規定する専属の事務職員に加えて、臨時職員を置くことができる。
- 3 前2項に規定する職員の給与その他の勤務条件及び服務に関しては、別に規程で定める。

第6章 交付金

(クラブ運営費)

第28条 法人は、日常的な児童クラブの運営に係る経費として、各放課後児童クラブに対し、別に定める「会費及び保育料規程」に基づき策定される会計実務マニュアル「1. 会計実務の概要 2. 育成運営費の分配」の規定に従い、クラブ運営費を交付するものとする。

- 2 特に必要があると認められるときは、理事会の承認を経て交付の時期を繰り上げることができる。
- 3 クラブ運営費の用途については、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 各放課後児童クラブにおける日用消耗品の購入費
 - (2) 各放課後児童クラブで行われる行事に伴う経費
 - (3) 遊具の購入費
 - (4) おやつ代
 - (5) その他理事会が特に必要と認めた経費

(規程の改廃の報告)

第29条 理事会は、この規程の改廃を行ったときは、総会に報告しなければならない。

第7章 雑則

(その他)

第30条 この規程に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は理事会で定める。

(個人情報取り扱い)

第31条 個人情報の取り扱いについては別に定める。

<附則>

この規則は、平成18年5月20日から施行する。

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

この規則は、平成25年5月26日から施行する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。